

中華人民共和国農村土地請負法（2018年改正）および 関連事項の紹介

— 農地「流通」の法から権利を切り出す「三権分置」の法へ —

長 友 昭

要 旨

中国の農地の権利については、近時、政策的に議論されてきた「所有権」、「請負権」、「経営権」の「三権構造」とする「三権分置」政策という動きを法制度化する動きがあった。この「三権分置」については法的性質が明らかではない部分も多く、法学的議論はもとより様々な分野で議論がなされていたところ、2018年に農村土地請負法が改正された。この改正により、農村土地請負経営権をめぐる「三権分置」の位置づけが一定程度明らかになった。そこで、2018年12月29日の第13期全国人民代表大会常務委員会第7回会議の「中華人民共和国農村土地請負法」の改正に関する決定」による改正を反映した2018年改正「農村土地請負法」と改正前の2009年改正法を対比して訳出し、(1)「三権分置」が①集団所有権、②請負経営権、③請負権、④経営権の「四権」で構成されるものである点、(2)農村土地所有（権）は集団所有（権）として不変である点、さらに(3)「経営権」の法的性質が①総括権利説、②物権説、③債権説、④両権説として論じられていたところ、③債権説と解される点を法律の条文で確認できるような解説と資料を提供するとともに、中国民法典制定に関する規定のなされ方について推論を試みる。

キーワード：農村土地請負法、三権分置、請負権、経営権、法的性質

目 次

- I 訳者解題 — 中国の農地関係の権利をめぐる移転と保護の新たな方向性
- II 中華人民共和国農村土地請負法（2009年改正）【旧規定】と（2018年改正）【現行法】

I 訳者解題 — 中国の農地関係の権利をめぐる移転と保護の新たな方向性

中国の農村における農地利用のための権利については、社会主義体制における農地の集団所有制の改革を目的とする1970年代末からの請負経営制による改革を経て、その経験を法律上の権利として表現し1986年の民法通則で認められた農村の土地請負経営権がある⁽¹⁾。もっとも、民法通則上の農村土地請負経営権は、その詳細な内容までは規定されておらず、現場での運用が先

行することとなった。その後、当初の農村土地請負経営権の設定期間とされた15年が満了する段階において、この権利が延長されるのか、さらにはこの権利が物権なのか、それとも債権なのかという論争がなされた。その議論を含みこむ形で2003年に、農業部の主導で農村土地請負法が制定され、請負経営権の流通⁽²⁾などについて権利の詳細化が図られた。この2003年法から2007年の物権法⁽³⁾の制定に至り、「農村土地請負経営権」から名称が変わった「土地請負経営権」は、「物権法に規定された」という事実から「物権化された」と評価されて、一応議論の収束を見たとされた⁽⁴⁾。この点には異論もあるが⁽⁵⁾、権利の内実はともかく、物権法の上では、農地の「集団所有権」と「請負経営権」による所有権と用益物権の「二権構造」を採り、現在もそれは維持されている。

中国では、従来、都市の土地と比較すると相対的に低価格として評価される農村の土地を現地の地方政府が安価な補償で収用し、その土地を高価格で評価される都市の土地に変更するという「都市化」を通して、土地を商業地化・住宅地化して転売し、地方政府が発展（ないしは地方幹部個人）のための利益を得るというモデルが重要な発展モデルとして一般的に見られるようになった。このような農地の収用問題は、都市農村一体化改革⁽⁶⁾および地方の財政収入の問題とも関連して、複雑な利害関係の衝突を引き起こしているが⁽⁷⁾、その一方で、中国では近年、急速な経済発展に伴い、都市化の進行、農村人口の都市への流入、農地の減少と耕作放棄地の増加、農地の流動化（貸付け、譲渡など）等、農業を取り巻く状況が大きく変化している。このような状況変化の中で、農家の権利保障を強化し、農業の振興と農村の発展を促進するため⁽⁸⁾、近時、農地の権利について政策的に議論されてきた「所有権」、「請負権」、「経営権」の「三権構造」とする「三権分置」政策という動きを法制度化する動きがあった。もっとも、「三権分置」については法的性質が明らかではない部分も多く、法学的議論はもとより様々な分野で議論がなされていたところ、2018年に農村土地請負法が改正された。この改正により、農村土地請負経営権をめぐる「三権分置」の位置づけが一定程度明らかになったものと思われる。この改正は、2018年12月29日の第13期全国人民代表大会常務委員会第7回会議の「「中華人民共和国農村土地請負法」の改正に関する決定」によってなされた農村土地請負法の第2次改正であり、本稿は、この改正に関する決定を反映した新法の条文を訳出するとともに、あわせて改正点をより明確にするために、改正前の法律⁽⁹⁾である2009年改正法（第1次改正法）も改正点の指摘とともに対比して訳出することで、資料として紹介するものである。

ここで、簡単な解説を付しておくとし、「三権分置」の表出形態としては、権利の複雑化も懸念される⁽¹⁰⁾が、大きく3類型が想定されている（図表1）。そこでは「三権分置」と言われるものが①集団所有権、②請負経営権、③請負権、④経営権の「四権」で構成されるものである点と、(1)として示した農村土地所有がいずれの類型であっても①集団所有として不変である点が重要である。そして、この2点の範囲内においては、さまざまな改革の余地を残しているといえる。

また、「経営権」の法的性質については、①総括権利説、②物権説、③債権説、④両権説が論

図表1 農地をめぐる権利の態様と類型…「両権」分離と「三権」分置の結合として

	(1) 農村土地所有	(2) 農地の身分権的権利	(3) 第三者農業従事権
A：従来型	① 集団所有権	② 請負経営権	—
B：全権利譲渡型	① 集団所有権	→	② 請負経営権
C：経営権切出型	① 集団所有権	③ 請負権	④ 経営権

出典：高聖平＝王天雁＝吳昭軍『「中華人民共和国農村土地承包法」条文理解與適用』人民法院出版社，2019年，5頁を参考にして，訳者作成。

じられていたところ，改正法37条以下の規定，特に41条の規定から，③債権説で落ち着いたものと読み取れそうである。また，この37条以下の規定を総合すると，経営権については，その期間や書面による契約の有無，登記の可否や有無などの視点から，4つの表出形態があり得るものと解される（図表2）。

図表2 経営権の表出形態

	期 間	書面契約	登 記	法的性質	備 考
1	5年以上	有（法定）	有	物権的（第三者対抗力有）	
2	5年以上	有（法定）	無	債権（第三者対抗力無）	
3	5年未満	有（法定）	不可	債権（第三者対抗力無）	
4	1年未満	無（任意）	不可	債権（第三者対抗力無）	代理耕作

出典：農村土地請負法の条文を基に訳者作成。

新たな政策と法をめぐる展開が進む一方で，2020年に予定されている，物権法を含めた民法典の整備や完成が現実味を帯びてきた。農民の農地に関する権利を民法の中でどのように規定すべきか。農村土地請負法の条文の改正内容から明らかになった部分もあり，上述の理解によれば，この点に関しては，物権法へ新たに加わる部分はないようにも解される。もっとも，学説の検討なども含め，その詳細な分析には本稿では立ち入らずに別稿⁽¹⁾を用意することとしたい。

II 中華人民共和国農村土地請負法（2009年改正）【旧規定】と（2018年改正）【現行法】

中華人民共和国農村土地請負法 （2009年改正）【旧規定】	中華人民共和国農村土地請負法 （2018年改正）【現行法】
2002年8月29日，第9期全人代常務委員会第29回会議で採択 2002年8月29日，中華人民共和国主席令第73号で公布 2009年8月27日に第1次改正の決定を採択・公布・施行	2002年8月29日，第9期全人代常務委員会第29回会議で採択 2002年8月29日，中華人民共和国主席令第73号で公布 2018年12月29日に第2次改正の決定を採択，2019年1月1日から施行

第1章 総則
 第2章 家族請負
 第1節 注文側と請負側の権利と義務
 第2節 請負の原則と手続き
 第3節 請負期間と請負契約
 第4節 土地請負経営権の保護
 第5節 土地請負経営権の流通
 第3章 その他の方式による請負
 第4章 紛争の解決と法的責任
 第5章 付則

第1章 総則

第1条 家族請負経営を基礎として、統一と分散を結合した二層経営体制を安定させて改善して、農民に長期的で保障のある土地使用権を与えて、農村土地請負の当事者の合法的な権利と利益を保護し、農業、農村経済の発展と農村社会の安定を促進するために、憲法に基づき、本法を制定する。

第2条 本法で農村土地とは、法により農民集団が使用する農民集団所有または国家所有の耕地、林地、草地、その他の、法により農業に用いられる土地をいう。

第3条 国家は、農村土地請負経営制度を実行する。

農村土地請負は、農村集団経済組織内部での家族請負方式を採用する。家族請負方式を採用すべきでない荒れた山、荒れた溝、荒れた丘、荒れた砂州等の農村土地については、入札、競売、公開協議等の方式を採用して請け負わせることができる。

第4条 国家は、法により、農村土地請負関係の長期的安定を保護する。

農村土地請負後も土地の所有権の性質は変わらない。請負地は売買してはならない。

第5条 農村集団経済組織の構成員は、法により、当該集団経済組織が請負に出した農村土地を請け負うことができる。

いかなる組織または個人も、農村集団経済組織の構成員が土地を請け負う権利を剥奪したり、不法に制限したりすることはできない。

第6条 農村土地請負について、女性と男性は平等な権利を有する。請負中において、女性の合法的

第1章 総則
 第2章 家族請負
 第1節 注文側および請負側の権利と義務
 第2節 請負の原則と手続き
 第3節 請負期間と請負契約
 第4節 土地請負経営権の保護および交換、譲渡
 第5節 土地経営権
 第3章 その他の方式による請負
 第4章 紛争解決と法的責任
 第5章 付則

第1章 総則

第1条 家族請負経営を基礎として、統一と分散を結合した二層経営体制を堅固にして改善して、農村土地請負関係の安定と長期的不変を保持し、農村土地請負経営の当事者の合法的な権利と利益を保護し、農業、農村経済の発展と農村社会の調和的な安定を促進するために、憲法に基づき、本法を制定する。

第2条 本法で農村土地とは、法により農民集団が使用する農民集団所有または国家所有の耕地、林地、草地、その他の、法により農業に用いられる土地をいう。

第3条 国家は、農村土地請負経営制度を実行する。

農村土地請負は、農村集団経済組織内部での家族請負方式を採用する。家族請負方式を採用すべきでない荒れた山、荒れた溝、荒れた丘、荒れた砂州等の農村土地については、入札、競売、公開協議等の方式を採用して請け負わせることができる。

第4条 (削除)

農村土地請負後も土地所有権の性質は変わらない。請負地は売買してはならない。

第5条 農村集団経済組織の構成員は、法により、当該集団経済組織が請負に出した農村土地を請け負うことができる。

いかなる組織または個人も、農村集団経済組織の構成員が土地を請け負う権利を剥奪したり、不法に制限したりすることはできない。

第6条 農村土地請負について、女性と男性は平等な権利を有する。請負中において、女性の合法的

<p>な権利と利益を保護しなければならず、いかなる組織または個人も女性の有すべき土地請負経営権を剥奪し、侵害してはならない。</p> <p>第7条 農村土地請負については、公開、公平、公正の原則を堅持し、国家、集団、個人の3者の利益関係を正しく処理しなければならない。</p> <p>第8条 農村土地請負については、法律、法規を遵守し、<u>土地資源の合理的な開発と持続可能な利用を保護しなければならない。法による認可を経ずに、請負地を非農業建設に用いてはならない。</u></p> <p><u>国家は、農民および農村集団経済組織が土地への投資を増やし、施肥して地力を養い、農業生産能力を高めることを奨励する。</u></p> <p>9条→</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第9条 国家は、集団土地所有者の合法的な権利と利益を保護するものとし、請負側の土地請負経営権を保護し、いかなる組織または個人もこれを侵害してはならない。</p> <p>第10条 国家は、請負側が法により、自由意思に基づき、<u>有償で土地請負経営権を流通させることを保護する。</u></p> <p>8条→</p> <p>第11条 國務院の農業、林業行政の主管部門は、それぞれ國務院の規定する職責により、全国の農</p>	<p>な権利と利益を保護しなければならず、いかなる組織または個人も女性の有すべき土地請負経営権を剥奪し、侵害してはならない。</p> <p>第7条 農村土地請負については、公開、公平、公正の原則を堅持し、国家、集団、個人の3者の利益関係を正しく処理しなければならない。</p> <p>→11条</p> <p>第8条 国家は、集団土地所有者の合法的な権利と利益を保護するものとし、請負側の土地請負経営権を保護し、いかなる組織または個人もこれを侵害してはならない。</p> <p>第9条 <u>請負側が土地を請け負った時に、土地請負経営権を有するものとし、自己で経営することができるし、土地請負権を留保してその請負地の土地経営権を流通させ、他人が経営することもできる。</u></p> <p>→8条</p> <p>第10条 国家は、請負側が法により、自由意思に基づき、<u>有償で土地経営権を流通させることを保護し、土地経営権者の合法的な権利と利益を保護するものであり、いかなる組織および個人も侵害することはできない。</u></p> <p>第11条 農村土地承包経営については、法律、法規を遵守し、<u>土地資源の合理的な開発および持続可能な利用を保護しなければならない。法による認可を経ずに、請負地を非農業建設に用いてはならない。</u></p> <p><u>国家は、土地への投資を増やし、施肥して地力を養い、農業生産能力を高めることを奨励する。</u></p> <p>第12条 國務院の農業農村、林業および草原の主管部門は、それぞれ國務院の規定する職責により、</p>
---	---

村土地請負および請負契約の管理の指導に責任を負う。

県級以上の地方人民政府の農業、林業等の行政主管部門は、それぞれ各自の職責により、当該行政区域内の農村土地請負および請負契約の管理に責任を負う。

郷（鎮）人民政府は、当該行政区域内の農村土地請負および請負契約の管理に責任を負う。

第2章 家族請負

第1節 注文側と請負側の権利と義務

第12条 農民集団所有の土地が、法により、村の農民の集団所有に属する場合は、村の集団経済組織または村民委員会が請負に出すものとし、村内の複数の農村集団経済組織の農民集団所有に属している場合は、それぞれ村内の当該農村集団経済組織または村民小組が請負に出すものとする。村の集団経済組織または村民委員会が請負に出す場合、村内の各集団経済組織の農民集団所有の土地の所有権を変更してはならない。

国家所有で法により農民集団が使用する農村土地は、当該土地を使用する農村集団経済組織、村民委員会または村民小組が請負に出すものとする。

第13条 注文側は、下に列記する権利を持つ。

- (1) 当該集団が所有するまたは国家所有で法により当該集団が使用する農村土地を請負に出す
- (2) 請負側が請負契約に約定された用途に照らして土地を合理的に利用および保護するよう監督する
- (3) 請負側が請負地と農業資源を損なう行為を制止する
- (4) 法律、行政法規で規定するその他の権利

第14条 注文側は、下に列記する義務を負う。

- (1) 請負側の土地請負経営権を守り、請負契約を不法に変更、解除してはならない
- (2) 請負側の生産経営自主権を尊重し、請負側が法により正常な生産経営活動をおこなうことに干渉してはならない
- (3) 請負契約の約定に照らして請負側に生産、技術、情報等のサービスを提供する
- (4) 県、郷（鎮）の土地利用総合計画を執行し、当該集団経済組織内の農業インフラの建設を実施する

全国の農村土地請負経営および請負経営契約の管理の指導に責任を負う。

県級以上の地方人民政府の農業農村、林業および草原等の主管部門は、それぞれ各自の職責により、当該行政区域内の農村土地請負経営および請負経営契約の管理に責任を負う。

郷（鎮）人民政府は、当該行政区域内の農村土地請負経営および請負経営契約の管理に責任を負う。

第2章 家族請負

第1節 注文側と請負側の権利と義務

第13条 農民集団所有の土地が、法により、村の農民の集団所有に属する場合は、村の集団経済組織または村民委員会が請負に出すものとし、村内の複数の農村集団経済組織の農民集団所有に属している場合は、それぞれ村内の当該農村集団経済組織または村民小組が請負に出すものとする。村の集団経済組織または村民委員会が請負に出す場合、村内の各集団経済組織の農民集団所有の土地の所有権を変更してはならない。

国家所有で法により農民集団が使用する農村土地は、当該土地を使用する農村集団経済組織、村民委員会または村民小組が請負に出すものとする。

第14条 注文側は、下に列記する権利を持つ。

- (1) 当該集団が所有するまたは国家所有で法により当該集団が使用する農村土地を請負に出す
- (2) 請負側が請負契約に約定された用途に照らして土地を合理的に利用および保護するよう監督する
- (3) 請負側が請負地と農業資源を損なう行為を制止する
- (4) 法律、行政法規で規定するその他の権利

第15条 注文側は、下に列記する義務を負う。

- (1) 請負側の土地請負経営権を守り、請負契約を不法に変更、解除してはならない
- (2) 請負側の生産経営自主権を尊重し、請負側が法により正常な生産経営活動をおこなうことに干渉してはならない
- (3) 請負契約の約定に照らして請負側に生産、技術、情報等のサービスを提供する
- (4) 県、郷（鎮）の土地利用総合計画を執行し、当該集団経済組織内の農業インフラの建設を実施する

<p>(5) 法律、行政法規で規定するその他の義務</p>	<p>(5) 法律、行政法規で規定するその他の義務</p>
<p><u>第15条</u> 家族請負の請負側は、当該集団経済組織の農家である。</p>	<p><u>第16条</u> 家族請負の請負側は、当該集団経済組織の農家である。</p>
<p>(新設)</p>	<p>農家内の家族の構成員は法により請け負う土地の各種の権利利益を平等に有する。</p>
<p><u>第16条</u> 請負側は、下に列記する権利を持つ</p>	<p><u>第17条</u> 請負側は下に列記する権利を有する。</p>
<p>(1) 法により、請負地の使用、収益および土地請負経営権流通の権利を有し、自主的に生産、経営を組織し生産物を処置することができる</p> <p>(2) 請負地が法により収用、占用された場合、相応の補償を法により得ることができる</p> <p>(3) 法律、行政法規の規定するその他の義務</p>	<p>(1) 法により請負地を使用、収益する権利を有する</p> <p>(2) 法により土地請負経営権を交換、譲渡する</p> <p>(3) 法により土地経営権を流通させる</p> <p>(4) 請負地が法により収用、徴用、占用された場合、法により相応の補償を得る権利を有する</p> <p>(5) 法律、行政法規で規定されるその他の権利</p>
<p><u>第17条</u> 請負側は、下に列記する義務を負う。</p>	<p><u>第18条</u> 請負側は、下に列記する義務を負う。</p>
<p>(1) 土地の農業用途を維持し、非農業建設に用いてはならない</p> <p>(2) 法により土地を保護し、合理的に利用して、土地に恒久的な損害を与えてはならない</p> <p>(3) 法律、行政法規で規定するその他の義務</p>	<p>(1) 土地の農業用途を維持し、法による許可を経ずに非農業建設に用いてはならない</p> <p>(2) 法により土地を保護し、合理的に利用して、土地に恒久的な損害を与えてはならない</p> <p>(3) 法律、行政法規で規定するその他の義務</p>
<p>第2節 請負の原則と手続き</p>	<p>第2節 請負の原則と手続き</p>
<p><u>第18条</u> 土地請負は、以下の原則を遵守しなければならない。</p>	<p><u>第19条</u> 土地請負は、以下の原則を遵守しなければならない。</p>
<p>(1) 規定に照らして統一的に請負を実施する場合、当該集団経済組織の構成員は、土地を請け負う権利を法により平等に行使するものとするが、土地を請け負う権利を自由意思に基づき放棄することもできる</p> <p>(2) 民主的に協議し、公平で、合理的である</p> <p>(3) 請負案は、本法第12条の規定に照らして、法により、当該集団経済組織の構成員による村民会議の3分の2以上の構成員または3分の2以上の村民代表の同意を経なければならない</p> <p>(4) 請負手続きが合法である</p>	<p>(1) 規定に照らして統一的に請負を実施する場合、当該集団経済組織の構成員は、土地を請け負う権利を法により平等に行使するものとするが、土地を請け負う権利を自由意思に基づき放棄することもできる</p> <p>(2) 民主的に協議し、公平で、合理的である</p> <p>(3) 請負案は、本法第12条の規定に照らして、法により、当該集団経済組織の構成員による村民会議の3分の2以上の構成員または3分の2以上の村民代表の同意を経なければならない</p> <p>(4) 請負手続きが合法である</p>
<p><u>第19条</u> 土地請負は、以下の手続きに照らして行われなければならない。</p>	<p><u>第20条</u> 土地請負は、以下の手続きに照らして行われなければならない。</p>
<p>(1) 当該集団経済組織の構成員による村民会議で選挙して請負業務小組を設立する</p> <p>(2) 請負業務小組は、法律、法規の規定に照らして、請負案を策定し公布する</p> <p>(3) 法により当該集団経済組織の構成員による村民会議を招集し、請負案を審議し採択する</p> <p>(4) 請負案を公開で実施する</p> <p>(5) 請負契約を締結する</p>	<p>(1) 当該集団経済組織の構成員による村民会議で選挙して請負業務小組を設立する</p> <p>(2) 請負業務小組は、法律、法規の規定に照らして、請負案を策定し公布する</p> <p>(3) 法により当該集団経済組織の構成員による村民会議を招集し、請負案を審議し採択する</p> <p>(4) 請負案を公開で実施する</p> <p>(5) 請負契約を締結する</p>

第3節 請負期間と請負契約

第20条 耕地の請負期間は30年とする。草地の請負期間は30年から50年とする。林地の請負期間は30年から70年とするが、特別な林木の林地請負期間については、国務院林業行政主管部門の認可を経て延長することができる。

(新設)

第21条 注文側は、請負側と書面による請負契約を締結しなければならない。

請負契約には、原則として、以下の条項を含むものとする。

- (1) 注文側、請負側の名称、注文側責任者および請負側代表者の氏名、住所
- (2) 請負地の名称、位置、面積、等級
- (3) 請負期間および起算日と満了日
- (4) 請負地の用途
- (5) 注文側と請負側の権利と義務
- (6) 違約責任

第22条 請負契約は、成立の日から効力を生じる。請負側は、請負契約の効力が生じた時に土地請負経営権を取得する。

第23条 県級以上の地方人民政府は、請負側に土地請負経営権証または林権証等の証書を交付し、なおかつ登記を編成して、土地請負経営権を確認しなければならない。

土地請負経営権証または林権証等の証書の交付にあたっては、規定により証書作成費を徴収するほか、その他の費用を徴収してはならない。

第24条 請負契約の効力が生じたのち、注文側は、担当者または責任者の変動を理由として変更または解除してはならず、集団経済組織の分割または合併を理由として変更または解除してもならない。

第25条 国家機関およびその勤務要員は、職権を利用して農村土地請負または請負契約の変更、解

第3節 請負期間と請負契約

第21条 耕地の請負期間は30年とする。草地の請負期間は30年から50年とする。林地の請負期間は30年から70年とする。

前項で規定する耕地の請負期間の期間満了後には30年再延長し、草地、林地の請負期間の期間満了後には前項の規定に照らして相応に延長する。

第22条 注文側は、請負側と書面による請負契約を締結しなければならない。

請負契約には、原則として、以下の条項を含むものとする。

- (1) 注文側、請負側の名称、注文側責任者および請負側代表者の氏名、住所
- (2) 請負地の名称、位置、面積、等級
- (3) 請負期間および起算日と満了日
- (4) 請負地の用途
- (5) 注文側と請負側の権利と義務
- (6) 違約責任

第23条 請負契約は、成立の日から効力を生じる。請負側は、請負契約の効力が生じた時に土地請負経営権を取得する。

第24条 国家は、耕地、林地および草地等について統一的登記を実行するものとし、登記機構は請負側に土地請負経営権証または林権証等の証書を交付し、なおかつ登記を編成して、土地請負経営権を確認しなければならない。

土地請負経営権証または林権証等の証書は土地請負経営権を有する全ての家族構成員が列記されていないなければならない。

登記機構は規定により証書作成費を徴収するほか、その他の費用を徴収してはならない。

第25条 請負契約の効力が生じたのち、注文側は、担当者または責任者の変動を理由として変更または解除してはならず、集団経済組織の分割または合併を理由として変更または解除してもならない。

第26条 国家機関およびその勤務要員は、職権を利用して農村土地請負または請負契約の変更、解

除に干渉してはならない。

第4節 土地請負経営権の保護

第26条 請負期間内は、注文側は請負地を回収してはならない。

請負期間内に、請負側が一家で小都市に移転し、戸籍を移した場合は、請負側の希望により、その土地請負経営権を保留するか、または法により土地請負経営権を流通させることを許さなければならない。

請負期間内に、請負側が一家で区を設けている市に移転し、非農業戸籍に変更した場合は、請け負っていた耕地および草地を注文側に返還しなければならない。請負側が返選しないとき、注文側は、請け負わせた耕地および草地を回収することができる。

請負期間内に、請負側が請負地を返還する場合、または注文側が請負地を法により回収する場合、請負側は、請負地に投資して土地の生産力を高めていたときは、相応の補償を得ることができる。

第27条 請負期間内は、注文側は請負地の調整してはならない。

請負期間内に、自然災害によって請負地が甚だしく毀損された等の特別の事情があり、個別の農家の間で請け負っている耕地または草地を適切に調整する必要がある場合は、当該集団経済組織の構成員による村民会議の3分の2以上の構成員または3分の2以上の村民代表の同意を経たうえで、郷（鎮）人民政府および県級人民政府の農業等の行政主管部門に届け出て認可を受けなければならない。請負契約の中で調整してはならないと約定しているときは、その約定による。

第28条 下に列記する土地は、請負地の調整または新增人口に請け負わせるために用いなければならない。

- (1) 集団経済組織が法により予め留保しておいた予備地
- (2) 法により開墾などの方式を通じて増加したもの
- (3) 請負側が法により自由意思に基づいて返還したもの

第29条 請負期間内に、請負側は自由意思に基づいて請負地を注文側に返還することができる。請

除に干渉してはならない。

第4節 土地請負経営権の保護および交換、譲渡

第27条 請負期間内は、注文側は請負地を回収してはならない。

国家は、都市へ移転する農戸の土地請負経営権を保護する。土地請負経営権の離脱をもって農戸の都市への移転の戸籍登録の条件としてはならない。

請負期間内に、請負農戸が都市への移転の戸籍登録をする場合、自由意思に基づき有償とする原則に照らした法による当該集団経済組織内における土地請負経営権の譲渡または請負地の注文側への返還を支持し誘導するものとし、土地経営権の流通の奨励をすることもできる。

請負期間内に、請負側が請負地を返還する場合、または注文側が請負地を法により回収する場合、請負側は、請負地に投資して土地の生産力を高めていたときは、相応の補償を得ることができる。

第28条 請負期間内は、注文側は請負地の調整してはならない。

請負期間内に、自然災害によって請負地が甚だしく毀損された等の特別の事情があり、個別の農家の間で請け負っている耕地または草地を適切に調整する必要がある場合に、当該集団経済組織の構成員による村民会議の3分の2以上の構成員または3分の2以上の村民代表の同意を経たうえで、郷（鎮）人民政府および県級人民政府の農業農村、林業および草原等の行政主管部門に届け出て認可を受けなければならない。請負契約の中で調整してはならないと約定しているときは、その約定による。

第29条 下に列記する土地は、請負地の調整または新增人口に請け負わせるために用いなければならない。

- (1) 集団経済組織が法により予め留保しておいた予備地
- (2) 法により開墾などの方式を通じて増加したもの
- (3) 注文側が法により回収したもの、および請負側が法により自由意思に基づいて返還したもの

第30条 請負期間内に、請負側は自由意思に基づいて請負地を注文側に返還することができる。請

負側は、自由意思に基づいて請負地を返還する場合、半年前までに書面の形式で注文側に通知しなければならない。請負側が請負期間内に請負地を返還した場合、請負期間内に請負地を再び請求することはできない。

第30条 請負期間内に、女性が結婚したが、新居住地で請負地を取得していない場合、注文側は、その原請負地を回収してはならないものとし、女性が離婚し、または配偶者と死別したが、依然として原居住地で生活しているか、または原居住地で生活していないが新居住地で請負地を取得していないときは、注文側は、その原請負地を回収してはならない。

第31条 請負人が得べき請負の収益は、相続法の規定に照らして相続される。

林地請負の請負人が死亡した場合、その相続人は、請負期間内は継続して請け負うことができる。

→40条

→41条

→38条

第5節 土地請負経営権の流通

第32条 家族請負を通じて取得された土地請負経営権は、法により、下請負、賃貸、交換、譲渡またはその他の方式により流通させることができる。

(新設)

第33条 土地請負経営権の流通は、以下の原則を

負側が自由意思に基づいて請負地を返還した場合、合理的な補償を得ることができるが、但し半年前までに書面の形式で注文側に通知しなければならない。請負側が請負期間内に請負地を返還した場合、請負期間内に請負地を再び請求することはできない。

第31条 請負期間内に、女性が結婚したが、新居住地で請負地を取得していない場合、注文側は、その原請負地を回収してはならないものとし、女性が離婚し、または配偶者と死別したが、依然として原居住地で生活しているか、または原居住地で生活していないが新居住地で請負地を取得していないときは、注文側は、その原請負地を回収してはならない。

第32条 請負人が得べき請負の収益は、相続法の規定に照らして相続される。

林地請負の請負人が死亡した場合、その相続人は、請負期間内は継続して請け負うことができる。

第33条 請負側の間では、耕作の便宜または各自の必要のために、同一の集団経済組織に属する土地の土地請負経営権について交換を行い、なおかつ注文側に記録することができる。

第34条 注文側の同意を経ることで、請負側は全部または一部の土地請負経営権を当該集団経済組織の他の農家に譲渡することができるものとし、当該農家が注文側と新たな請負関係を確立することにより、原請負側と注文側との当該土地上の請負関係は終了する。

第35条 土地請負経営権の交換、譲渡の場合、当事者は登記機構に登記を申請できる。登記を経ていないときは、善意の第三者に対抗できない。

第5節 土地経営権

第36条 請負側は法により賃貸（下請負）、出資またはその他の方式で他人に土地経営権を流通させ、なおかつ注文側に記録することを自主的に決定することができる。

第37条 土地経営権者は契約の約定期間内において農村土地を占有し、自主的に農業生産経営を展開しなおかつ収益を取得する。

第38条 土地経営権の流通は、以下の原則を遵守

遵守しなければならない。

- (1) 平等の協議、自由意思に基づき、有償であり、いかなる組織および個人も請負側が土地請負経営権の流通を強迫または阻害してはならない
- (2) 土地所有権の性質および土地の農業用途を改変してはならない
- (3) 流通期間は請負期間の残余期間を超えてはならない
- (4) 譲受側は農業経営能力を有していなければならない
- (5) 同等の条件下では、当該集団経済組織の構成員が優先権を有する

第34条 土地請負経営権の流通の主体は、請負側である。請負側は、土地請負経営権を流通させるか否か、および流通の方式を法により自主的に決定することができる。

第35条 請負期間内に、注文側は、請負契約を一方向的に解除することはできず、少数は多数に従う原則を口実にして請負側を強迫して土地請負経営権を放棄変更させてはならず、「口糧田」と「責任田」等の区分で請負地を回収して入札請負を実施してはならず、請負地を回収して債務の弁済に当ててはならない。

第36条 土地請負経営権の流通による下請負料、賃料、譲渡費等は、当事者双方の協議によって決定しなければならない。流通の収益は、請負側の所有に帰属するものとし、いかなる組織および個人もみだりに差し止めたり、差し引きしたりしてはならない。

第37条 土地請負経営権を下請負、賃貸、交換、譲渡またはその他の方式で流通させる場合、当事者双方は、書面による契約を締結しなければならない。譲渡方式で流通させるときは、注文側の同意を経なければならない。下請負、賃貸、交換またはその他の方式で流通させるときは、注文側に届け出て記録しなければならない。

土地請負経営権流通契約は原則として以下の条項を含むものとする。

- (1) 双方当事者の氏名、住所
- (2) 流通する土地の名称、位置、面積、等級
- (3) 流通の期間および起算日と満了日
- (4) 流通する土地の用途
- (5) 双方当事者の権利と義務
- (6) 流通価額および支払い方式

しなければならない。

- (1) 法により、自由意思に基づき、有償であり、いかなる組織および個人も土地経営権の流通を強迫または阻害してはならない
- (2) 土地所有権の性質および土地の農業用途を改変してはならず、農業総合生産能力および農業自然環境を破壊してはならない
- (3) 流通期間は請負期間の残余期間を超えてはならない
- (4) 譲受側は農業経営能力または資質を有していなければならない
- (5) 同等の条件下では、当該集団経済組織の構成員が優先権を有する

→旧32条と合併し新36条

(削除)

第39条 土地経営権の流通の価額は、当事者双方の協議によって決定しなければならない。流通の収益は請負側の所有に帰属するものとし、いかなる組織および個人もみだりに差し止めたり、差し引きしたりしてはならない。

第40条 土地経営権の流通は、当事者双方が書面による流通契約を締結しなければならない。

土地経営権の流通契約は原則として以下の条項を含むものとする。

- (1) 双方当事者の氏名、住所
- (2) 流通する土地の名称、位置、面積、等級
- (3) 流通の期間および起算日と満了日
- (4) 流通する土地の用途
- (5) 双方当事者の権利と義務
- (6) 流通価額および支払い方式

(7) 違約責任

→39条2項

(新設)

(新設)

(新設)

第38条 土地請負経営権を交換、譲渡方式で流通させ、当事者が登記を請求する場合は、県級以上の地方人民政府へ登記を申請しなければならない。登記を経なければ、善意の第三者に対抗することはできない。

第39条 請負側は、一定期間、一部または全部の土地請負経営権を第三者に下請負に出し、または賃貸することができるが、請負側と注文側の請負関係は不変である。

請負側が土地を他人に代理耕作させて1年を超えない場合は、書面による契約を締結しなくてもよい。

第40条 請負側の間では、耕作の便宜または各自の必要のために、同一の集団経済組織に属する土地の土地請負経営権を交換することができる。

第41条 請負側は、安定した非農業の職業に従事し、または安定した収入源がある場合、注文側の同意を経て、土地請負経営権の全部または一部を農業生産経営に従事する他の農家に譲渡することができるが、当該農家が注文側と新たな請負関係

(7) 土地が法により収用、徴用、占用された時の関係する補償費の帰属

(8) 違約責任

請負側が土地を他人に代理耕作させて1年を超えない場合は、書面による契約を締結しなくてもよい。

第41条 土地経営権の流通期間が5年以上の場合、当事者は登記機構に土地経営権の登記を申請することができる。登記を経ないときは、善意の第三者に対抗することができない。

第42条 請負側は土地経営権の流通契約を一方的に解除してはならないが、但し譲受側に下に列記する状況の1つがある場合は除く。

(1) 土地の農業用途の勝手な改変

(2) 耕作放棄連続2年以上

(3) 土地への嚴重な損害の醸成または土地自然環境の嚴重な破壊

(4) その他の嚴重な違約行為

第43条 請負側の同意を経た場合、譲受側は法により土壌を投資改良することができ、農業生産に付属、連続する施設を建設することができ、なおかつ契約の約定に照らしてその投資部分について合理的な補償を得ることができる。

→35条

第44条 請負側が土地経営権を流通させる場合、注文側との請負関係は不変である。

→旧37条と合併して新40条

→33条

→34条

<p><u>を確立することとなり、原請負側と注文側の当該土地上の請負関係は終了するものとする。</u></p>	
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第 45 条 県級以上の地方人民政府は工商企業等の社会資本が流通を通して取得した土地経営権の資格審査、プロジェクト認可およびリスク防止の制度を打ち立てなければならない。</u></p> <p><u>工商企業等の社会資本が流通を通じて土地経営権を取得する場合、当該集団経済組織は適量の管理費用を収受することができる。</u></p> <p><u>具体的な弁法は国务院の農業農村、林業および草原主管部門が規定する。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第 46 条 請負側が書面で同意し、なおかつ当該集団経済組織が記録することで、譲受側は土地経営権を再流通させることができる。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第 47 条 請負側は請負地の土地経営権を用いて金融機構に融資の担保とすることができ、かつ注文側に記録することができる。譲受側が流通を通して取得した土地経営権は、請負側が書面で同意し、なおかつ注文側に記録することで、金融機構に融資の担保とすることができる。</u></p> <p><u>担保物権は融資担保契約が効力を生じた時に設定される。当事者は登記機構に登記を申請することができるが、登記を経ずして、善意の第三者に対抗することはできない。</u></p> <p><u>担保物権を実行する場合、担保物権者は土地経営権について優先弁済を受ける権利を有する。</u></p> <p><u>土地経営権の融資担保の弁法は国务院の関係部門が規定する。</u></p>
<p>第 42 条 請負側の間では、農業経済の発展のため、自由意思に基づいて連合して土地請負経営権を出資し、農業協同組合生産に従事することができる。</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>第 43 条 請負側が請負地に投資して土地の生産力を高めていた場合、土地請負経営権を法により流通させる時に相応の補償を得る権利を有する。</p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>第 3 章 その他の方式による請負</p>	<p>第 3 章 その他の方式による請負</p>
<p>第 44 条 家族請負方式を採用すべきでない荒れた山、荒れた溝、荒れた丘、荒れた砂州等の農村土地を入札、競売、公開協議等の方式を通じて請け</p>	<p>第 48 条 家族請負方式を採用すべきでない荒れた山、荒れた溝、荒れた丘、荒れた砂州等の農村土地を入札、競売、公開協議等の方式を通じて請け</p>

負う場合は、本章の規定を適用する。

第 45 条 その他の方式で農村土地を請け負う場合は、請負契約を締結しなければならない。当事者の権利と義務、請負期間等は、双方の協議により決定する。入札、競売の方式で請け負う場合は、請負料は公開入札、競売で決定する。公開協議等の方式で請け負う場合は、請負料は双方が協議して決定する。

第 46 条 荒れた山、荒れた溝、荒れた丘、荒れた砂州等は、直接的に入札、競売、公開協議等の方式を通じて請負経営を実行することができ、土地請負経営権を当該集団経済組織の構成員に持ち分に換算して分割した後で、請負経営または株式協同組合経営をすることもできる。

荒れた山、荒れた溝、荒れた丘、荒れた砂州を請け負う場合には、関連する法律、行政法規の規定を遵守して水土の流失を防止し、自然環境を保護しなければならない。

第 47 条 その他の方式で農村土地を請け負う場合、同等の条件の下で、当該集団経済組織の構成員が優先請負権を有するものとする。

第 48 条 注文側は、農村土地を当該集団経済組織以外の組織または個人に請負に出す場合、事前に当該集団経済組織の構成員による村民会議の3分の2以上の構成員または3分の2以上の村民の同意を経て、なおかつ郷（鎮）人民政府に届け出て認可を得なければならない。

当該集団経済組織以外の組織または個人が請け負う場合は、請負側の信用状況および経営能力を審査したのち、請負契約を締結しなければならない。

第 49 条 入札、競売、公開協議等の方式を通じて農村土地を請け負う場合、法により登記して土地請負経営権証または林権証などの証書を取得したときは、その土地請負経営権は、法により譲渡、賃貸、出資、抵当およびその他の方式で流通させることができる。

第 50 条 入札、競売、公開協議等の方式を通じて土地請負経営権を取得した場合、当該請負人が死亡したときは、得るべき請負の収益は、相続法の規定に照らして相続するものとし、請負期間内において、その相続人が請負を継続することができる。

負う場合は、本章の規定を適用する。

第 49 条 その他の方式で農村土地を請け負う場合は、請負契約を締結して、請負側が土地経営権を取得しなければならない。当事者の権利と義務、請負期間等は、双方の協議により決定する。入札、競売の方式で請け負う場合は、請負料は公開入札、競売で決定するものとし、公開協議等の方式で請け負う場合は、請負料は双方が協議して決定する。

第 50 条 荒れた山、荒れた溝、荒れた丘、荒れた砂州等は、直接的に入札、競売、公開競売等の方式を通じて請負経営を実行することができ、土地経営権を当該集団経済組織の構成員に持ち分に換算して分割した後で、請負経営または株式協同組合経営をすることもできる。

荒れた山、荒れた溝、荒れた丘、荒れた砂州を請け負う場合には、関連する法律、行政法規の規定を遵守して水土の流失を防止し、自然環境を保護しなければならない。

第 51 条 その他の方式で農村土地を請け負う場合、同等の条件の下で、当該集団経済組織の構成員が優先請負の権利を有するものとする。

第 52 条 注文側は、農村土地を当該集団経済組織以外の組織または個人に請負に出す場合、事前に当該集団経済組織の構成員による村民会議の3分の2以上の構成員または3分の2以上の村民の同意を経て、なおかつ郷（鎮）人民政府に届け出て認可を得なければならない。

当該集団経済組織以外の組織または個人が請け負う場合は、請負側の信用状況および経営能力を審査したのち、請負契約を締結しなければならない。

第 53 条 入札、競売、公開協議等の方式を通じて農村土地を請け負う場合、法により登記して権利帰属証書を取得したときは、法により賃貸、出資、抵当およびその他の方式で土地経営権を流通させることができる。

第 54 条 本章の規定に照らして入札、競売、公開協議等の方式を通じて土地経営権を取得した場合、当該請負人が死亡したときは、得るべき請負の収益は、相続法の規定に照らして相続するものとし、請負期間内において、その相続人が請負を継続することができる。

第4章 紛争解決と法的責任

第51条 土地請負経営をめぐって紛争が生じた場合、双方当事者は、協議を通じて解決することができるし、村民委員会、郷（鎮）人民政府等に調停を請求して解決することもできる。

当事者は、協議、調停を望まない、または協議、調停が不調に終わった場合、農村土地請負仲裁機関に仲裁を申し立てることができるし、直接人民法院に訴えを提起することもできる。

第52条 当事者は、農村土地請負仲裁機関の仲裁の裁定を不服とする場合、裁定書を受け取った日から30日以内に人民法院に訴えを提起することができる。期限を過ぎても訴えの提起がなされないときは、裁定書は、法的効力を生じる。

第53条 いかなる組織および個人も、請負側の土地請負経営権を侵害した場合は、民事責任を負わなければならない。

第54条 注文側は、下に列記する行為のいずれかがある場合は、侵害の停止、原物の返還、原状の回復、妨害の排除、危険の除去、損害の賠償等の民事責任を負わなければならない。

- (1) 請負側が法により有する生産経営自主権に干渉する
- (2) 本法の規定に反して請負地を回収、調整する
- (3) 請負側が土地請負経営権を流通させることを強迫または阻害する
- (4) 少数は多数に従う原則を口実にして請負側が土地請負経営権を放棄または変更するよう強迫して、土地請負経営権を流通させる
- (5) 「口糧田」と「責任田」等の区分を理由として請負地を回収して入札請負を実施する
- (6) 請負地を回収して債務の弁済に充てる
- (7) 女性が法により有する土地請負経営権を剥奪、侵害する
- (8) 土地請負経営権を侵害するその他の行為

第55条 請負契約の中で、請負側の意思に反する、または請負地を回収、調整できない等に関する法律、行政法規の強行規定に反する約定は、無効である。

第56条 当事者の一方が契約上の義務を履行しない、または履行した義務が約定に合致していない

第4章 紛争解決と法的責任

第55条 土地請負経営をめぐって紛争が生じた場合、双方当事者は、協議を通じて解決することができるし、村民委員会、郷（鎮）人民政府等に調停を請求して解決することもできる。

当事者は、協議、調停を望まない、または協議、調停が不調に終わった場合、農村土地請負仲裁機関に仲裁を申し立てることができるし、直接人民法院に訴えを提起することもできる。

(削除)

第56条 いかなる組織および個人も、土地請負経営権、土地経営権を侵害した場合は、民事責任を負わなければならない。

第57条 注文側は、下に列記する行為のいずれかがある場合は、侵害の停止、妨害の排除、危険の除去、財産の返還、原状の回復、損害の賠償等の民事責任を負わなければならない。

- (1) 請負側が法により有する生産経営自主権に干渉する
- (2) 本法の規定に反して請負地を回収、調整する
- (3) 請負側が土地承包経営権の交換、譲渡または土地経営権の流通を実行することを強迫または阻害する
- (4) 少数は多数に従う原則を口実にして請負側が土地請負経営権を放棄または変更するよう強迫する
- (5) 「口糧田」と「責任田」等の区分を理由として請負地を回収して入札請負を実施する
- (6) 請負地を回収して債務の弁済に充てる
- (7) 女性が法により有する土地請負経営権を剥奪、侵害する
- (8) 土地請負経営権を侵害するその他の行為

第58条 請負契約の中で、請負側の意思に反する、または請負地を回収、調整できない等に関する法律、行政法規の強行規定に反する約定は、無効である。

第59条 当事者の一方が契約上の義務を履行しない、または履行した義務が約定に適合しない場合、

場合、「中華人民共和國契約法」の規定により違約責任を負わなければならない。

第 57 条 いかなる組織および個人も、請負側を強迫して土地請負経営権を流通させた場合、当該流通は、無効である。

第 58 条 いかなる組織および個人も、土地請負経営権の流通の収益をみだりに差し押さえ、控除徴収した場合は、返還しなければならない。

第 59 条 土地管理法規に反し、土地を不法に収用、占用し、または土地収用補償費を着服、流用して、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及するものとし、他人に損害を与えたときは、損害賠償等の責任を負わなければならない。

第 60 条 請負側が請負地を違法に非農業建設に用いた場合は、県級以上の地方人民政府の関係行政主管部門が法により処罰する。

請負側が請負地に恒久的な損害を与えた場合、注文側は、制止する権利を有し、なおかつこれによって生じた損害の賠償を請負側に請求することができる。

(新設)

第 61 条 国家機関およびその勤務要員が、職権を利用して農村土地請負に干渉し、請負契約を変更、解除させて、請負側が法により有する生産経営自主権に干渉したり、または請負側が土地請負経営権の流通等を行うことを強制、阻害したりして、土地請負経営権を侵害する行為により、請負側に損害を与えた場合は、損害賠償等の責任を負わなければならないものとし、情状が嚴重なときは、上級機関または所在組織が直接責任者を行政処分するものとし、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

法により違約責任を負わなければならない。

第 60 条 いかなる組織および個人も、土地請負経営権の交換、譲渡または土地経営権の流通を強迫で進めた場合、当該交換、譲渡または流通は無効である。

第 61 条 いかなる組織および個人も、土地請負経営権の交換、譲渡または土地経営権の流通の収益をみだりに差し押さえ、控除徴収した場合は、返還しなければならない。

第 62 条 土地管理法規に反し、土地を不法に収用、占用し、または土地収用補償費を着服、流用して、犯罪を構成する場合は、法により刑事責任を追及するものとし、他人に損害を与えたときは、損害賠償等の責任を負わなければならない。

第 63 条 請負側、土地経営権者が請負地を違法に非農業建設に用いた場合は、県級以上の地方人民政府の関係主管部門が法により処罰する。

請負側が請負地に恒久的な損害を与えた場合、注文側は、制止する権利を有し、なおかつこれによって生じた損害の賠償を請求する権利を有する。

第 64 条 土地経営権者が土地の農業用途をみだりに改変して、連続 2 年以上耕作放棄し、土地に嚴重な損害を与え、または土地の自然環境を嚴重に破壊したにもかかわらず、請負側が合理的な期間内に土地経営権流通契約を解除しない場合、注文側は土地経営権流通契約の終了を請求する権利を有する。土地経営権者が土地および土地の自然環境に与えた損害は賠償しなければならない。

第 65 条 国家機関およびその勤務要員が職権を利用して農村土地請負経営に干渉し、請負経営契約を変更、解除して、請負経営の当事者が法により有する生産経営自主権に干渉して、請負経営の当事者が土地請負経営権の交換、譲渡または土地経営権の流転等を行うことを強迫、阻害して土地承包経営権、土地経営権を侵害する行為により、請負経営の当事者に損害を与えた場合は、損害賠償等の責任を負わなければならないものとし、情状が嚴重なときは、上級機関または所在組織が直接責任者を処分するものとし、犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。

<p>第5章 付則</p> <p>第62条 本法施行前に農村土地請負に関する国家の規定に照らして行われた請負は、請負期間が本法の規定よりも長いものも含め、本法施行後も引き続き有効とし、土地の請負を新たに行ってはならない。請負側に土地請負経営権証または林権証等の証書を交付していない場合には、証書を補完して交付しなければならない。</p> <p>第63条 本法施行前にすでに予備地を留保していた場合は、予備地の面積は、当該集団経済組織の耕地総面積の5%を超えてはならない。5%に満たないときであっても、予備地を増加してはならない。</p> <p>本法施行前に予備地を留保していなかった場合であっても、本法施行後に改めて予備地を留保することはできない。</p> <p>第64条 各省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会は、本法に基づき、当該行政区画の実情を踏まえて、実施弁法を制定することができる。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第65条 本法は、2003年3月1日から施行する。</p>	<p>第5章 付則</p> <p>第66条 本法施行前に農村土地請負に関する国家の規定に照らして行われた請負は、請負期間が本法の規定よりも長いものも含め、本法施行後も引き続き有効とし、土地の請負を新たに行ってはならない。請負側に土地請負経営権証または林権証等の証書を交付していない場合には、証書を補完して交付しなければならない。</p> <p>第67条 本法施行前にすでに予備地を留保していた場合は、予備地の面積は、当該集団経済組織の耕地総面積の5%を超えてはならない。5%に満たないときであっても、予備地を増加してはならない。</p> <p>本法施行前に予備地を留保していなかった場合であっても、本法施行後に改めて予備地を留保することはできない。</p> <p>第68条 各省、自治区、直轄市の人民代表大会常務委員会は、本法に基づき、当該行政区画の実情を踏まえて、実施弁法を制定することができる。</p> <p><u>第69条 農村集団経済組織の構成員の身分を確認する原則、手続等は、法律、法規で規定する。</u></p> <p>第70条 この法律は2003年3月1日から施行する。</p>
---	--

*本研究はJSPS 科研費 19K01252 の助成を受けた研究成果の一部である。

《注》

- (1) その経緯については長友昭「中国における農村土地請負経営権の生成過程」早稲田大学大学院法研論集 111 号, 2004 年を参照。
- (2) その類型区分と一裁判例として長友昭「中国における農村土地請負経営権の流通に関する事例」比較法学 44 巻 1 号, 2010 年, 197 頁以下参照。
- (3) 翻訳・紹介として小口彦太＝長友昭「中華人民共和國物権法」早稲田法学 82 巻 4 号, 2007 年等がある。
- (4) 鈴木賢＝崔光日＝宇田川幸則＝朱曄＝坂口一成『中国物権法 条文と解説』成文堂, 2017 年, 11 頁。なお、長友昭「中国物権法と農村土地請負経営権をめぐる議論」中国研究月報 61 巻 11 号, 2007 年も参照されたい。
- (5) 長友昭「中国物権法制定以降の不動産をめぐる諸論点——ルビコンのその先に」早稲田法学 92 巻 3 号, 2017 年, 32-33 頁。
- (6) 重慶市での改革の事例として、長友昭「中国物権法の下での「農民の保護」論と農地の権利移転について——重慶市における土地請負経営権の権利移転実験モデルの検討」農業法研究 44 号, 2009 年。

- (7) 日本語での簡便な紹介として、石原享一『習近平の中国経済 — 富強と効率と公正のトリレンマ (ちくま書房)』筑摩書房、2019年。
- (8) 岡村志嘉子「【中国】農村土地請負法の改正と耕地占用税法の制定」外国の立法 279-1号、2019年、27頁。
- (9) 同法は2002年に制定された当初の法律もあるのだが、これについては國谷知史訳「農村土地請負法」中国研究所『中国年鑑 2003』創土社、2003年、465頁以下に翻訳があるため、そちらを参照されたい。なお、本稿の2009年法、2018年法の訳出においても、訳語の選択には異なる部分も少なくないが、全体としてこの國谷知史訳を参考にした。
- (10) 國谷知史「立法・司法」中国研究所『中国年鑑 2019』明石書店、2019年、82-85頁。
- (11) 本稿準備のための成果の一部を日本現代中国学会第69回全国学術大会(2019年10月20日)の自由論題報告として発表した。その際、司会およびコメントの中で明治大学の鈴木賢教授より、貴重なご指摘を得た。

(原稿受付 2019年10月31日)